

骨子案（旧）	素案（新）
	<p>はじめに</p> <p>平成 18 年の教育基本法の改正において、「家庭教育（第 10 条）」が新設され、国・地方公共団体は家庭教育支援に努めなければならないことが規定された。</p> <p>神奈川県教育委員会では、これからの神奈川の教育を見据えた総合的な指針として平成 19 年 8 月に「かながわ教育ビジョン」（以下「教育ビジョン」という）を策定している。この「教育ビジョン」では、これからの教育は学校教育だけではなく、家庭、地域、市町村、企業や NPO などとの協働・連携のうえに進めることが求められている。また、夢や希望の実現にむけた自分づくりを支援していく営みを「人づくり」ととらえ、重要な柱とし、「人づくり」の出発点は家庭であり、その家庭を取り巻く社会状況の変化の中で、家庭や地域の教育力が低下している等を指摘している。</p> <p>このような動向を受けて、これまで神奈川県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）では生涯学習について様々な議論してきたが、第 9 期審議会（平成 20 年 6 月～平成 22 年 6 月）において、家庭教育支援をテーマとして取り上げ、「求められる家庭教育支援のあり方について考える（報告）」をまとめた。報告では、行政に期待される家庭教育支援の基本的な視点や、参加型講座等で活用できる「家庭教育支援ブックレット」について提言を行った。</p> <p>その後、国庫補助事業の拡大（学校・家庭・地域の連携推進事業の改組）や、全国でのスクールソーシャルワーカー活用の進展等があり、平成 30 年 6 月策定の国の「第 3 期教育振興基本計画」では、家庭・地域の教育力の向上が教育政策の目標の一つとされる等、家庭教育支援を取り巻く状況は近年、大きく変化している。</p> <p>第 14 期審議会（平成 30 年 11 月～令和 2 年 11 月）から継続したテーマを取り扱ってきた第 15 期審議会では、国の示す基本的な方向性を</p>

	<p>踏まえながら、地域全体で家庭教育を支援する基本的な考え方や、家庭教育支援と子育て支援の関わり方の整理、行政や地域が家庭を支える仕組み等を具体的な施策としていくため、審議を重ねた。</p> <p>本答申は、その審議結果を、第1章「家庭教育支援の現状」、第2章「課題と今後の方向性」、第3章「提言」として取りまとめたものである。</p>
<p>第1章 家庭教育支援の現状</p>	<p>第1章 家庭教育支援の現状</p>
<p>1 家庭教育支援の基本的な考え方</p> <p>家庭教育は、学校教育、社会教育とともに、教育活動の大きな柱の一つである。</p> <p>家庭の中での親・保護者と子どもとの関係を基本とし、子どもとの互恵的なかかわりの中で、子どもが知識や技術、規範や意欲などを身につけていくことを内容とするものである。</p> <p>生まれたときから始まり、人間の生涯全般にわたって影響を及ぼす、最も基本的な教育的営みである。学校教育、社会教育に先立って行われ、子どもが日々の生活において資質や態度、規範等を培っていくうえで、極めて有意義な役割を果たすとともに、そこでの経験は、大人になってからの社会活動においても、様々な形で反映されるものといえる。</p>	<p>1 家庭教育支援の基本的な考え方</p> <p>家庭教育は、学校教育、社会教育とともに、教育活動の大きな柱の一つである。</p> <p>家庭の中での親・保護者と子どもとの関係を基本とし、子どもとの互恵的なかかわりの中で、子どもが知識や技術、規範や意欲などを身につけていくことを内容とする。生まれたときから始まり、学校教育、社会教育に先立って行われ、人間の生涯全般にわたって影響を及ぼす、最も基本的な教育的営みである。</p> <p>子どもが日々の生活において、基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり等の態度や、善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどの資質といった規範等を培っていくうえで、家庭教育は極めて有意義な役割を果たすものといえる。そこでの経験は、大人になってからの社会活動においても、様々な形で反映されるものである。</p> <p>家庭教育支援について、教育基本法第10条第2項では、「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と規定している。また、第13条で「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」と規定している。</p>

	<p>家庭教育支援とは、家庭教育の主体であるすべての保護者に対して、保護者としての学びや育ちを応援することが基本であり、地域をはじめとした様々なつながりの中で、一緒に家庭教育を行っていく、助け合いながら子どもたちの育ちを応援していくという考え方が重要である。</p>
<p>2 国の動向</p> <p>家庭教育支援は、主に公民館等で行われる「家庭教育学級」を通して推進されてきたが、2006年（平成18年）の教育基本法改正で、「国及び地方公共団体は、家庭教育の支援に努めなければならない」と規定された。これを踏まえ、平成20年の社会教育法改正では、家庭教育に関する情報の提供が教育委員会の事務として規定され、改めて様々な動きがみられるようになっていく。</p> <p>文部科学省では平成23年から28年にかけて家庭の教育力の向上のため、様々な検討委員会を立ち上げ、「家庭教育支援の推進」「中高生を中心とした子供の生活習慣づくり」「家庭教育支援チームの在り方」「中高生を中心とした子供の生活習慣が心身へ与える影響等」「家庭教育支援手法等」「家庭教育支援の推進方策」についての報告書を作成している。</p> <p>平成24年度「つながりが創る豊かな家庭教育」では、家庭教育支援の基本的な方向性として①親の育ちを応援する②家庭のネットワークを広げる（家庭の人間関係を広げる）③支援のネットワークを広げる、の3つを示し、これを具体化する有効な一方策として、平成28年度「家庭教育支援の具体的な推進方策について」で、地域の多様な人材で構成される「家庭教育支援チーム」の組織化を推進している。</p>	<p>2 国の動向</p> <p>家庭教育支援は、主に公民館等で行われる「家庭教育学級」を通して推進されてきたが、平成18年の教育基本法改正で、「国及び地方公共団体は、家庭教育の支援に努めなければならない」と規定された。これを踏まえ、平成20年の社会教育法改正では、家庭教育に関する情報の提供が教育委員会の事務として規定され、改めて様々な動きがみられるようになっていく。</p> <p>文部科学省では平成23年から28年にかけて家庭の教育力の向上のため、様々な検討委員会を設置し、「家庭教育支援の推進」「中高生を中心とした子供の生活習慣づくり」「家庭教育支援チームの在り方」「中高生を中心とした子供の生活習慣が心身へ与える影響等」「家庭教育支援手法等」「家庭教育支援の推進方策」についての報告書等を作成している。</p> <p>平成23年度に設置された「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」作成の報告書「つながりが創る豊かな家庭教育（平成24年3月）」では、家庭教育支援の基本的な方向性として①親の育ちを応援する②家庭のネットワークを広げる（家庭の人間関係を広げる）③支援のネットワークを広げる、の3つを示し、これを具体化する有効な一方策として、平成28年度「家庭教育支援の具体的な推進方策について」で、地域の多様な人材で構成される「家庭教育支援チーム」の組織化を推進している。</p>
<p>3 県の動向</p>	<p>3 県の動向</p>

本県においては、教育の総合的な指針である「**かながわ教育ビジョン**」で、**重点的な取組の一つとして「子育て・家庭教育への支援」を位置付けており、特に集中的、横断的に進めていく必要のある「重点的な取組」の4つ目として「子育て・家庭教育への支援」を掲げ、社会全体で支えるような、子育て・家庭教育を支援するとし、「放課後子ども教室」や、企業との協力による機運の醸成等を進めることとしている。**

県教育委員会においては「**教育ビジョン**」で、特に集中的、横断的に進めていく必要のある「**重点的な取組**」の4つ目として「**子育て・家庭教育への支援**」を掲げ、社会全体で支えるような、子育て・家庭教育を支援する**取組**を進めることとしている。

〔**県教育委員会における子育て・家庭教育支援の取組**〕

(1) **子どもへの社会的な経験の機会の充実**

ア **放課後子ども教室推進事業**

- ・ **市町村が実施する放課後や週末等の子どもの安全・安心な活動場所を確保し、地域住民参画のもと、学習や交流活動を行う「放課後子ども教室」を実施する市町村（政令市・中核市を除く）に対して補助する。**

イ **地域未来塾推進事業**

- ・ **地域資源を活かし、学習支援が必要な中学生に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る「地域未来塾」を行う市町村（政令市・中核市を除く）に対して補助する。**

(2) **子育て・家庭教育への理解と環境づくり**

ア **家庭教育への支援の推進**

○ **家庭教育推進事業**

- ・ **家庭教育に関する学習資料や相談窓口紹介カードを福祉部門と連携して作成し、配付することにより家庭の教育力の向上を支援する。**

「**家庭学習ハンドブック『すこやか』**

**新中学1年生の保護者に対し、親子関係や命の大切さ、いじめ、不登校への対応など家庭教育の要点についてアドバイスする冊子**

	<p>「相談窓口紹介カード」  家庭教育に関する相談機関の電話番号等を掲載したカード</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭教育協力事業者連携事業  教育委員会と県内の事業者が協定を締結し、事業者が保護者である従業員に対して家庭教育支援に資する取組（例えば、有給休暇等を利用し参観日等学校行事への参加を働きかける等）を行うよう促すなど、事業者と連携・協力して家庭の教育力の向上を図る。</li> </ul> <p>○ 家庭教育支援総合推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者が安心して家庭教育を行えるようにするため、家庭教育や子育てについての学習機会の提供や親子参加型行事の実施、相談対応等の保護者への支援に取り組む市町村（政令市・中核市を除く）に対して補助する。</li> <li>・ 家庭教育支援に携わる者の資質向上等を図るため、家庭教育支援員や関係職員を対象とした研修を行う。また、県内における家庭教育支援の総合的な在り方等の検討を行う推進委員会を開催する。</li> </ul> <p>(3) その他  県立高校の公開講座として親子で参加できる「ものづくり体験教室」や、県庁職員を対象として、子どもたちに大人の働く姿を見せる「子ども参観日」、イベントや施設優待など家族のコミュニケーションが深まる環境づくりを行う「ファミリー・コミュニケーション運動」等も実施している。</p>
	<p>4 市町村の動向</p> <p>市町村においては、平成 23 年度に文部科学省が設置した「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」が作成した報告書「つながりが創る</p>

	<p>豊かな家庭教育（平成 24 年 3 月）」において、家庭教育支援の取組をコーディネートする中心的な役割を担うことが期待されている。</p> <p>市町村における家庭教育支援の主な内容は、文部科学省の「地域における家庭教育支援基盤構築事業」の中で、地域人材の養成、家庭教育支援員の配置、家庭教育支援チームの組織化などの家庭教育支援に関する推進体制の構築のための取組のほか、家庭教育支援に関する取組として、保護者へ学習機会の効果的な提供、親子参加型行事の実施、家庭教育に関する情報提供や相談対応等であり、これらの取組を地域の実情に応じて行っている。</p> <p>また、令和元年度に県内市町村に対して第 14 期審議会が実施した「市町村における『家庭教育支援』『子育て支援』取組状況調査結果」（参考資料 1）によると、「学習機会の提供」として「家庭教育支援講演会」や「家庭教育学級事業」、パンフレットやハンドブックの配付等の啓発事業を多くの市町村では実施し、いくつかの市町村で親子参加型行事として「親子工作教室」や「親と子の音楽会」等の体験活動、「保育フリースペース」や「保育室開放事業」等の「場の提供」を行う支援活動、「読書普及活動事業（ブックスタート）」や「乳幼児健康相談」等を実施している。</p>
<p>第 2 章 課題と今後の方向性</p>	<p>第 2 章 家庭教育にかかる課題</p>
<p>1 「家庭教育」を取り巻く社会的な課題</p> <p>○ 労働時間や通勤時間に多くを割かれ、子どもとふれ合う時間がとりにくい</p> <p>神奈川県は総労働時間は 131.85 時間（令和 2 年）であり、近年、減少傾向にある（※ 1）。しかし、所定外労働時間は 12 時間（令和 2 年）であり、前年度比で減少はしているが、全国平均と比較して長い傾向にある（※ 2）。</p> <p>また全国の週 60 時間以上働く男性の割合は、減少傾向ではあるものの、子育て世代については、30 代、40 代とも 12.4%（令和元年）と依</p>	<p>1 「家庭教育」を取り巻く社会的な課題</p> <p>○ 労働時間や通勤時間に多くを割かれ、子どもとふれ合う時間がとりにくい</p> <p>神奈川県は総労働時間は月平均 131.85 時間（令和 2 年）であり、近年、減少傾向にある（※ 1）。所定外労働時間は月平均 12 時間（令和 2 年）であり、これも前年度比で減少はしているが、全国平均と比較して長い傾向にある（※ 2）。</p> <p>また、全国の週間就業時間 60 時間以上の男性の割合は、減少傾向ではあるものの、子育て世代については、30 代 9.8%、40 代 9.9%（令</p>



<p>然、他世代に比べて高い割合である（※3）。</p> <p>さらに、神奈川県は通勤時間は全国1位（平成27年）となっている（※4）。</p> <p>子どもとふれ合う時間は、令和2年の調査で平日は「1～2時間未満」の27.8%が最も高く、次いで「1時間未満」が21.7%であり、「3～4時間未満」「4時間以上」の割合は平成20年度、平成28年度と比較して減少している。また、労働時間が長くなるにつれ、平日の子どもとふれ合う時間が短くなる傾向もみられる（※5）。</p>	<p>和2年）と他世代に比べて高い割合である（※3）。共働き家庭が年々増加するとともに（※3）、児童のいる世帯における母の就業率も上昇している（※4）。</p> <p>さらに、神奈川県は通勤時間は全国1位（平成30年）となっている（※5）。</p> <p>子どもとふれ合う時間は、令和2年の調査で平日は「1～2時間未満」の27.8%が最も高く、次いで「1時間未満」が21.7%であり、「3～4時間未満」「4時間以上」の割合は平成20年度、平成28年度と比較して減少している。また、労働時間が長くなるにつれ、平日の子どもとふれ合う時間が短くなる傾向もみられる（※6）。</p>
<p>○ 地域のつながりや血縁が弱まる傾向の中、身近に子育てのモデルがない</p> <p>神奈川県は、持ち家比率が59.1%で全国41位、借家比率は37.2%（平成30年）となっており、住民の流動性が比較的高いと推測される（※6）。</p> <p>親戚との付き合い方については、「形式的」「部分的」「全面的」を選ぶ設問で、昭和48年には「全面的な付き合い」が51.2%と最多だったが、昭和58年に「部分的な付き合い」が45.2%で最多となり、以降は「部分的な付き合い」が最多となる結果が続いている。また、「形式的な付き合い」とする割合については、8.4%（昭和48年）から26.2%（平成30年）と、一貫して増加傾向にある（※7）。</p>	<p>○ 地域のつながりや血縁が弱まる傾向の中、身近に子育てのモデルがないと推測される</p> <p>神奈川県は、持ち家比率が59.1%で全国41位、借家比率は37.2%（平成30年）となっており（※5）、住民の流動性が比較的高いと推測される。</p> <p>親戚との付き合い方については、「形式的」「部分的」「全面的」を選ぶ設問で、昭和48年には「全面的な付き合い」が51.2%と最多だったが、昭和58年に「部分的な付き合い」が45.2%で最多となり、以降は「部分的な付き合い」が最多となる結果が続いている。また、「形式的な付き合い」とする割合については、8.4%（昭和48年）から26.2%（平成30年）と、一貫して増加傾向にある（※7）。</p>
<p>○ 家族が小規模化し、自分の子どもを持つまで、子どもに接する経験をもったことがない人が増えていると推測される</p> <p>神奈川県は1世帯当たり人員は令和2年の推計2.19人で全国40位。5年前からは0.07人、10年前からは0.14人減少している（※8、9）。</p>	<p>○ 家族が小規模化し、自分の子どもを持つまで、子どもに接する経験をもったことがない人が多い</p> <p>神奈川県は1世帯当たり人員は令和2年の推計2.19人で全国40位。5年前からは0.07人、10年前からは0.14人減少している（※8、9）。</p> <p>横浜市が実施した調査では、「はじめての子どもが生まれる前に、赤ちゃんの世話をしたことがない人」の割合は、平成25年74.1%、平成30年74.4%となっている（※10）。</p>
<p>○ 未婚化の進行や、子どもを持たない世帯の増加により、子育て経</p>	<p>○ 未婚化の進行や、子どもを持たない世帯の増加により、子育て経</p>

<p>験をもたない人が増えていると推測される</p> <p>令和元年の単独世帯の割合は 28.8%、昭和 61 年の 18.2%から毎年上昇している (※10)。5 年おきに行われる国勢調査においても 50 歳で未婚の人の割合は、平成 2 年以降、男性、女性ともに上昇傾向にあり、平成 27 年は男性 23.4%、女性 14.1%となっている。</p> <p>結婚持続期間が 15～19 年夫婦において、出生子ども数が 0 人の (調査総数に占める) 割合は、昭和 52 年 3.0%から平成 27 年には 6.2%に上昇している。また完結出生児数 (結婚持続期間が 15～19 年の初婚どうしの夫婦の平均出生子ども数) は、昭和 47 年以降は 2.2 人前後で推移していたが、平成 22 年には 2 人を割り込み、平成 27 年は 1.94 人となっている (※11)。</p>	<p>験をもたない人が増えていると推測される</p> <p>令和元年の全国の単独世帯の割合は 28.8%、昭和 61 年の 18.2%から毎年上昇している (※4)。5 年おきに行われる国勢調査においても 50 歳で未婚の人の割合は、平成 2 年以降、男性、女性ともに上昇傾向にあり、平成 27 年は男性 23.4%、女性 14.1%となっている (※11)。</p> <p>結婚持続期間が 15～19 年夫婦において、出生子ども数が 0 人の (調査総数に占める) 割合は、昭和 52 年 3.0%から平成 27 年には 6.2%に上昇している。また完結出生児数 (結婚持続期間が 15～19 年の初婚どうしの夫婦の出生子ども数の平均値) は、昭和 47 年以降は 2.2 人前後で推移していたが、平成 22 年には 2 人を割り込み、平成 27 年は 1.94 人となっている (※12)。</p>
<p>○ 子どもの人口や子どもを持つ世帯が減少することで、子どもや子育て家庭が社会の中で見えにくくなっている</p> <p>全国、神奈川県いずれにおいても、年少人口 (0～14 歳) は減少傾向にある。令和元年の神奈川県の年少人口は昭和 51 年度の調査開始以来最も少なく、人口構成比は 11.9%となっている。(※12) また、全世帯数に対する児童のいる世帯の割合は、昭和 61 年では 46.2%だったが、令和元年には 21.7%となっている (※10)。</p>	<p>○ 子どもの人口や子どもを持つ世帯が減少することで、子どもや子育て家庭が社会の中で見えにくくなっていると推測される</p> <p>全国、神奈川県いずれにおいても、年少人口 (0～14 歳) は減少傾向にある。令和元年度の神奈川県の年少人口は昭和 51 年度の調査開始以来最も少なく、人口構成比は 12.0%となっている (※13)。また、全世帯数に対する児童のいる世帯の割合は、昭和 61 年度では 46.2%だったが、令和元年度には 21.7%となっている (※4)。</p>
<p>家庭と地域社会の分離、家族の小規模化、子育て家庭数の減少など、社会の構造変化により、家庭教育が困難な社会になるとともに、子育て家庭への理解や共感をもちにくい社会となっている。</p> <p>(課題 A、課題 B)</p>	<p>このように、家庭と地域社会の分離、家族の小規模化、子育て家庭数の減少など、社会の構造変化により、課題 (A) 家庭教育が困難な社会になるとともに、課題 (B) 子育て家庭への理解や共感をもちにくい社会となっている。</p> <p>(課題 A、課題 B)</p> <p>このうち、課題 (A) については、文部科学省の現在の施策につながる報告書「つながりが創る豊かな家庭教育 (平成 24 年 3 月)」においてすでに指摘されているところである。同報告書では、この課題に対する基本的な方向性として①親の育ちを応援する②家庭のネットワークを広げる③支援のネットワークを広げる の 3 点を示し、「家庭教育支援チーム」型の支援を始めとした地域の多様な主体や地域住民によ</p>



	<p>る取組を期待している。</p> <p>しかしながら、神奈川県内においては、PTAと連携した家庭教育学級や公民館で行う講座等、従来型の家庭教育支援は多くの市町村で行われているものの、家庭や支援のネットワークを広げ、地域で子育て家庭を支える取組は、まだ十分に行われているとは言えない。</p> <p>この背景には、人々の、子育てへの理解や共感の不足が考えられる。子育て世帯以外も含めた地域社会のすべての人々が、子育てに関心を持ち、理解や共感することが必要である。すなわち、課題（A）に対応するためには、その前提として、まず、課題（B）への対応が求められる。</p>
<p>◎ 参考文献「つながりが創る豊かな家庭教育」家庭教育支援の推進に関する検討委員会 平成24年3月</p> <p>※1 「神奈川県毎月勤労統計調査地方調査結果報告 令和2年」</p> <p>※2 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」令和2年</p> <p>※3 令和2年版「男女協働参画白書」</p> <p>※4 総務省 平成30年「住宅・土地統計調査結果」</p> <p>※5 文部科学省「令和2年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」」</p> <p>※6 総務省「平成30年住宅・土地統計調査」</p> <p>※7 NHK「日本人の意識」調査（平成30年）</p> <p>※8 総務省「国勢調査」（平成27年）</p> <p>※9 国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計 2019（平成31）年推計』</p> <p>※10 厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和2年）</p>	<p>【出典】</p> <p>※1 神奈川県「神奈川県毎月勤労統計調査地方調査結果報告 令和2年分」</p> <p>※2 厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」</p> <p>※3 内閣府「男女協働参画白書 令和3年版」</p> <p>※4 厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」</p> <p>※5 総務省「平成30年住宅・土地統計調査結果」</p> <p>※6 文部科学省「令和2年度文部科学省委託調査『家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実に向けた保護者の意識に関する実態把握調査～』報告書」</p> <p>※7 NHK放送文化研究所「第10回『日本人の意識』調査（2018）結果の概要」</p> <p>※8 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計 2019（平成31）年推計」</p> <p>※9 神奈川県「平成27年国勢調査人口等基本集計結果（神奈川県の確定数）平成27年10月現在」</p> <p>※10 横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査結果報告書」（平成25年、平成30年）</p>

<p>※11 「出生動向基本調査」(平成 27 年)</p> <p>※12 神奈川県年齢別人口統計調査結果報告(令和 2 年)</p>	<p>※11 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2021)」</p> <p>※12 国立社会保障・人口問題研究所「2015 年社会保障・『現代日本の結婚と出産: 第 15 回出生動向基本調査(独身者調査ならびに夫婦調査)報告書』</p> <p>※13 神奈川県「神奈川県年齢別人口統計調査結果報告 平成 31 年 1 月～令和元年 12 月」</p>
<p>2 「家庭教育」を支える取組に関する課題</p> <p>(1) 義務教育期以降における支援体制について</p> <p>課題 1 小学校就学後は、支援策が不十分になっている。</p> <p>家庭教育支援関連の事業では、学習機会の提供が多く実施され、その対象は、幼児から中学生までの保護者が中心となっている。一方、保護者同士の交流の場の提供や相談事業の実施は少ない。(※13)</p> <p>子ども・子育て支援関連の事業では、子ども・子育て新制度(2015 年～)の「地域子ども・子育て支援事業」で法定事業となった「利用者支援事業」および「地域子育て支援拠点事業」により、就学前の保護者への支援は、制度としてある程度整っている。(※14)</p> <p>このため、自治体によって取組状況に差はあるものの、保護者同士の交流の場や居場所の提供、相談事業等が実施されている。しかし、就学後は支援体制を構築する制度がない。</p> <p>以上のことから、小学校就学後の保護者を対象とした交流の場の提供や相談の支援体制が、不十分になっていると考えられる。</p>	<p>2 「家庭教育」を支える取組に関する課題</p> <p>(1) 小学校就学以降における支援体制について</p> <p>課題 1 小学校就学後は、支援策が不十分になっている。</p> <p>第 14 期審議会が県内市町村に対して実施した「市町村における『家庭教育支援』『子育て支援』取組状況調査結果」によると、家庭教育支援関連の事業では、学習機会の提供が多く実施され、その対象は、幼児から中学生までの保護者が中心となっている。一方、保護者同士の交流の場の提供や相談事業の実施は少ない(*1)。</p> <p>子ども・子育て支援関連の事業では、子ども・子育て新制度(平成 27 年～)の「地域子ども・子育て支援事業」で法定事業となった「利用者支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」により、就学前の保護者への支援は、制度としてある程度整っている(*2)。</p> <p>このため、市町村によって取組状況に差はあるものの、保護者同士の交流の場や居場所の提供、相談事業等が実施されている。しかし、就学後は支援体制を構築する制度がない。</p> <p>以上のことから、小学校就学後の保護者を対象とした交流の場の提供や相談の支援体制が、不十分になっていると考えられる。</p> <p>なお、家庭教育は、自立するまでの子どもをもつ家庭において行われるものと考えることから、家庭教育支援は、乳幼児から 18 歳までの子どもを持つ家庭がその対象になると考えられる。ただし、地域社会の人々の理解や共感を育み、子育て家庭を支える取組は、まず、顔が見える身近な地域コミュニティで行われることが有効であると考えら</p>

<p>(主な実施事業の分布イメージ)</p> <p>※13 市町村における「家庭教育支援」「子育て支援」取組状況調査結果参照 (令和元年9～10月実施)</p> <p>※14 主に、「利用者支援事業」「地域子育て支援拠点事業」</p> <p>利用者支援事業：子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。対象者は、「小学校就学前子どもの子育て家庭を基本としつつ、地域の実情に応じて柔軟に運用する」(利用者支援事業ガイドライン)とされている。</p> <p>地域子育て支援拠点事業：乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業。対象者は、「主として概ね3歳未満の児童及び保護者」(地域子育て支援拠点事業実施要綱)とされている</p>	<p>れる。このことから、本答申においては、身近な地域が生活の基本となる中学生までの子どもを持つ世帯を、家庭教育支援の対象の中心と考えることとする。</p> <p>(調査結果による)主な実施事業の分布イメージ)</p> <p>*1 市町村における「家庭教育支援」「子育て支援」取組状況調査結果 (令和元年9～10月実施)</p> <p>*2 主に、「利用者支援事業」「地域子育て支援拠点事業」にて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者支援事業：子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。対象者は、「小学校就学前子どもの子育て家庭を基本としつつ、地域の実情に応じて柔軟に運用する」(利用者支援事業ガイドライン)とされている。</li> <li>地域子育て支援拠点事業：乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業。対象者は、「主として概ね3歳未満の児童及び保護者」(地域子育て支援拠点事業実施要綱)とされている。</li> </ul>
<p>(2) 家庭教育支援チームの組織化について</p> <p>課題2 行政主導で新たに「家庭教育支援チーム」を組織することはハードルが高い</p> <p>審議会のこれまでの議論で、地域ですでに様々な役割を担っており、負担感が大きくなっているとの指摘がある。</p> <p>(意見を反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭教育支援は地域ごと、各自治体の体制に差がある。規模や人員、予算等から市でできることが町村では難しい(またその逆)といった問題がある。</li> </ul>	<p>(2) 家庭教育支援チームの組織化について</p> <p>課題2 行政主導で新たに「家庭教育支援チーム」を組織することはハードルが高い。</p> <p>第14、15期 審議会のこれまでの議論で、地域はすでに様々な役割を担っており、負担感が大きくなっているとの指摘がある。</p> <p>さらに「高齢者雇用安定法」の改正(令和3年4月施行)により70歳雇用が努力義務化され、働く意思のあるシニア世代が継続して働き続けることができる環境が整備されることで、これまで地域ボランティア等を担ってきた人材が減少するという懸念も議論の中で指摘され</p>

- ・ 地域の住民間のつながりが希薄、また、地域では様々な団体が活動しているが、団体同士の横のつながりや、団体と自治体とのつながりが希薄な場合、連携した取り組みが難しい。

(意見を反映)

- ・ 「高年齢者雇用安定法」の改正(2021年4月施行)により70歳雇用が努力義務化され、働く医師のあるシニア世代が継続して働き続けることができる環境が整備されることで、これまで地域ボランティア等を担ってきた人材が手薄になるという懸念がある。

また、「市町村における「家庭教育支援」「子育て支援」取組状況調査」では、チームの組織化を検討しているのは2自治体にとどまるとともに、チーム組織化の課題について、担当部署の問題(総合的な視点で施策をみるのはどこの部署か)、子育て支援部署等他部署との住み分けの問題、既存の類似施策との整理、担い手不足やチームの継続困難への懸念など様々な課題が指摘され、いずれの自治体でも、新たにチームを組織することへのハードルの高さを感じていることが分かった。

### 3 今後の方向性

「家庭教育」を取り巻く社会的な課題として、(A)「家庭教育が困難な社会」、(B)「子育て家庭への理解や共感を持ちにくい社会」の2点を指摘した。

このうち、課題(A)については、文部科学省の現在の施策につながる報告書『つながりが創る豊かな家庭教育』(平成24年3月)においてすでに指摘されているところである。同報告書では、この課題に対する基本的な方向性として①親の育ちを応援する②家庭のネットワー

た。

また、地域の住民間のつながりが希薄な地域や、地域で様々な団体が活動していても団体同士の横のつながりや、団体と自治体とのつながりが希薄である場合、連携した取り組みを行うことが難しいとの捉え方もある。

現在、神奈川県内における家庭教育支援チームは5つ(4自治体)であり、「市町村における「家庭教育支援」「子育て支援」取組状況調査」において、チームの組織化を検討しているのは2自治体にとどまっている。加えて、家庭教育支援は、複数の部署にまたがる施策であるため、横の連携などに問題がある、既存の類似施策との整理、担い手不足やチームの継続困難への懸念等、様々な課題が挙げられた。

さらに、各市町村の体制に差があり、市町村の規模や人員、予算等から市でできることが、町村では難しい(またその逆)といった問題も、議論の中で指摘された。

以上のことから、多くの市町村で、新たにチームを組織することへのハードルの高さを感じていることが分かった。

### 3 まとめ

「1 『家庭教育』を取り巻く社会的な課題」について、課題(A)「家庭教育が困難な社会」の背景には、課題(B)「子育て家庭への理解や共感を持ちにくい社会」で挙げた子育てへの理解や共感の不足が考えられるため、地域社会のすべての人々が、子育てに関心を持ち、理解や共感を涵養することが必要であると整理した。

社会教育は、他者と学び合い認め合うことで、相互のつながりを形成していくものであることが特徴(中央教育審議会答申『人口減少時

クを広げる③支援のネットワークを広げる の3点を示し、「家庭教育支援チーム」型の支援を始めとした地域の多様な主体や地域住民による取組を期待している。

しかしながら、本県においては、PTAと連携した家庭教育学級や公民館で行う講座等、従来型の家庭教育支援は多くの自治体で行われているものの、家庭や支援のネットワークを広げ、地域で子育て家庭を支える取組は、まだ十分に行われているとは言えない。

この背景には、人々の、子育てへの理解や共感の不足が考えられる。子育て世帯以外も含めた地域社会のすべての人々が、子育てに関心を持ち、理解や共感することが必要である。すなわち、課題(A)に対応するためには、その前提として、まず、課題(B)への対応が求められる。

社会教育は、他者と学び合い認め合うことで、相互のつながりを形成していくものであることが特徴(中央教育審議会答申『人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について』)であり、学びを通じて他者への理解や共感を育むことは、まさに社会教育の役割であるといえる。このことから、本答申では、課題(B)への対応に重点を置いて考えたい。

なお、家庭教育は、自立するまでの子どもをもつ家庭において行われるものと考えられることから、家庭教育支援は、乳幼児から18歳までの子どもを持つ家庭がその対象になると考えられる。ただし、地域社会の人々の理解や共感を育み、子育て家庭を支える取組は、まず、顔が見える身近な地域コミュニティで行われることが有効であると考えられる。このことから、身近な地域が生活の基本となる義務教育期までの子どもを持つ世帯を、家庭教育支援の対象の中心と考えたい。

<コラム>

- 男女共同参画の観点からみる家庭教育支援  
(鈴木委員) 委員レポートとして執筆依頼予定
- 社会教育施設における家庭教育支援

代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について』)であり、学びを通じて他者への理解や共感を育むことは、まさに社会教育の役割であるといえる。このことから、本答申では、課題(B)への対応に重点を置いて考えたい。

また、「2 『家庭教育』を支える取組に関する課題」については、「課題1」として小学校就学後の支援体制、特に小学校就学後の保護者を対象とした交流の場の提供や相談の支援体制が不十分であると整理した。また、「課題2」として行政主導で新たに「家庭教育支援チーム」を組織することには、様々な課題があることが分かった。

<コラム>

- 共働き世帯の増加と家庭教育支援  
(日本女子大学現代女性キャリア研究所 鈴木紀子)
- 社会教育施設での家庭教育支援の視点



<p>(社会教育施設関係者に向けた視点) (萩原委員) 委員レポートとして執筆依頼予定</p>	<p>(駒澤大学 萩原建次郎)</p>
<p>第3章 提言</p>	<p>第3章 提言</p>
<p>1 地域が家庭を支える仕組みづくり～「子育てにやさしい社会」をめざして～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育というものは基本的に対面でやるものであり、今の新型コロナウイルス感染症拡大の社会情勢は改善することを前提とし、家庭教育支援を考える上では、本来のあるべき姿と、今この状況でどう対応するか、2段階で考えていく必要がある。</li> </ul>	<p>1 地域が家庭を支える仕組みづくり～「子育て世帯にやさしい社会」をめざして～</p> <p>地域の多様な主体が連携協力して、親子の育ちの応援や、大人と子どもが触れ合いながら充実した時間を過ごすための環境づくりを行うなど、地域で家庭教育を支える仕組みを進めることは、「子育て世帯にやさしい社会」の実現につながるものである。そのため、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりを行う際は、「子育て世帯にやさしい社会」の視点にたって取り組む必要がある。</p>
<p>(1) 取組の方向性</p> <p>○ 目的</p> <p>保護者が安心して子育てできるよう、保護者が必要な情報を入手しやすくするとともに、子育ての役割を保護者だけに担わせず、<u>保護者が肩の荷を下ろせる環境を整える</u>とともに、<u>子育て世帯以外の世帯が、子どもや子育て世帯と接する機会を設ける</u>など、<u>子育てへの理解や共感を涵養する</u>。</p> <p>⇒「子育て世帯にやさしい社会」をめざす</p>	<p>(1) 取組の方向性</p> <p>○目的</p> <p>保護者が安心して子育てできるよう、保護者が必要な情報を入手しやすくするとともに、子育ての役割を保護者だけに担わせず、<u>保護者が肩の荷を下ろせる環境を整える</u>とともに、<u>子育て世帯以外の世帯が、子どもや子育て世帯と接する機会を設ける</u>など、<u>家庭教育を支える仕組みづくりを行うことにより</u>、<u>子育てへの理解や共感を涵養する</u>。</p>
<p>○ 範囲</p> <p>事例取材や市町村への調査等を通じ、「子育て支援」と「家庭教育支援」の基本的な考え方には共通する部分があり、これらを明確に区分することは困難であることが分かった。</p>	<p>○範囲</p> <p>事例取材や市町村への調査等を通じ、<u>市町村によっては、「保護者を支援する取組」を「家庭教育支援事業」として位置づけていることが分かった</u>。また、「子ども子育て支援事業計画」の中に、「家庭教育支援」に相当する事業を構成事業としている市町村が半数近くある。</p> <p>その理由として「子育て支援」と「家庭教育支援」は、<u>子育て世帯を支えるという基本的な考え方が共通するためと考えられる</u>。「子育て支援事業」として実施する事業には、「家庭教育支援」の側面があり、その逆も然りであるため、<u>これらの事業を明確に区分することは、困難</u></p>



しかしながら、具体的な施策としての「子育て支援」では、もっぱら就学前の子ども及びその保護者が支援の対象とされており、「課題1」として指摘した状況があると考えられる。そこで、「家庭教育支援」の対象範囲は、義務教育期以降の子どもを持つ保護者とし、子育て支援と家庭教育支援の施策を接続することによって切れ目ない支援を構築する。

○ 方向性

これまでの「学習機会の提供」の取組に加えて、**学齢期**の保護者を対象とした交流の場や居場所**（ひろば）**の提供、相談対応**等**を行う。

また、そこに子育て世帯以外の人々も関わるができる工夫も望まれる。その際、拠点や支援の担い手は、**地域の実情**に応じて、**市町村等**において検討する。なお、担い手は、**チーム**などを新たに立ち上げることも考えられるが、「課題2」を踏まえ、**子育てサークル等**、既存の資源を活用**することも検討**する。

**（意見を反映）**

**（支援が届きにくい家庭への、保護者に必要な情報提供）**

- ・ **必要な情報が届いていない保護者がいる**

であることが分かった。

しかしながら、具体的な施策としての「子育て支援」では、もっぱら就学前の子ども及びその保護者が支援の対象とされており、**第2章（1）**の中で「課題1」として指摘した状況があると考えられる。そこで、「家庭教育支援」の対象範囲は、**小学生・中学生**の子どもを持つ保護者とし、子育て支援と家庭教育支援の施策を接続することによって切れ目ない支援を構築する。

○方向性

「課題1」で小学校就学後の支援策が不十分とされていることから、**現在実施している「学習機会の提供」の取組に加えて、小学生・中学生の保護者を対象とした交流の場や居場所の提供や、相談対応を合わせて実施することが有効と考えられる。**

**保護者の孤立感や不安感へ寄り添うような相談事業を行うことは、家庭と地域社会の分離や家族の小規模化、子育て家庭の減少などにより、子育ての孤立化が指摘されており、子育てを保護者だけに担わせない環境をつくるという観点からも必要である。**

また、子どもや保護者への様々な支援がある中、「支援を必要とする家庭に必要な情報が届いていない」という課題が指摘されている。保護者への情報提供にあたっては、**（社会情勢や世代に応じた）周知の仕方や、発信ツールの工夫など、情報提供を強化する必要がある。**

「課題2」では、**行政主導で「家庭教育支援チーム」を組織することが困難とされているため、地域の実情に応じて、民間との連携・協働を含めて行政が担い手を検討することが考えられる。**担い手としては、**地域の負担感が増大している等の課題があるため、新たにチームを立ち上げるのではなく、子育てサークル等の既存の資源の活用を検討していく。**また、**自治会や学校、PTA等、より多くの地域住民も参加できるような工夫についても求められる。**

**交流の場や居場所づくりのほか、学校・家庭・地域が協働して、地域全体で子育て家庭を見守り、声をかけていくことは、社会的な課題で**

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周知の仕方、発信ツールに工夫が必要 (子育てを保護者だけに担わせない環境づくり)</li> <li>・ 地域で地域の子どもを育てる機運を根付かせるため人とのつながりづくり、人づくりも必要</li> <li>・ 子育てに関しては、一つのところに働きかけるのではなく、学校、家庭、地域が連携を持ちながら、年齢に関係なく大人たちが見守り、保護者にも声をかけていくことが一番大事</li> <li>・ 保護者の孤立感へ寄り添う相談事業のような支援が大切 (子育てへの理解や共感を涵養)</li> <li>・ 子育て家庭への理解、共感をもってもらうための環境づくりが必要</li> <li>・ みんなで子育て家庭を理解し、みんなで育てるという発想を生み出すことが大切</li> </ul>	<p>ある「子育てへの理解や共感を持ちにくい社会」から「子育て世帯にやさしい社会」への実現につながるものとする。</p> <p>なお、文部科学省は、コロナ禍での家族や社会に対する意識の変化、「新しい生活様式」に対応した働き方の多様化、育児休業取得率の増加など、社会の変化への対応の必要性を指摘していることから(※)、家庭教育支援を考える上では、本来あるべき姿だけでなく、社会の変化への対応も考慮する必要がある。</p> <p>※ 「地域の実情に応じたアウトリーチ型支援の充実に向けて ～コロナ禍をはじめとする社会の変化に対応した家庭教育支援の推進について～」(文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課家庭教育支援室、令和3年2月18日開催「全国家庭教育支援研究協議会」)</p>
<p>(2) 具体的な実践事例</p> <p>交流の場や、居場所の提供、地域の実情に応じた拠点や支援、学習機会の提供の参考として、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業のスキームの参考事例、公民館を拠点とした事業の取組例、学校を拠点とした取組例を提示する。</p>	<p>(2) 具体的な実践事例</p> <p>市町村で求められる取組については、地域のニーズに応じて異なることから、実践事例を17ページ以降に例示することとする。</p> <p>(実施事業の分布イメージ)</p> <p>「課題1」の小学校就学後の支援策が不十分であることについては、「学習機会の提供」の参考として「事例1」で、学校を拠点とした家庭教育支援学級の取組「家庭教育支援の充実(愛川町)」を提示する。</p> <p>「事例2」では「(1)取組の方向性」で「課題1」について有効とした「相談及び交流の場や居場所の提供」の取組として、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業のスキーム「世田谷区版 利用者支援事業の概要(事例取材報告)」を、「事例3」では「課題2」について検討の必要があったとした、「相談及び交流の場や居場所の提供」にあたり、既存資源の活用や地域住民が参加しやすい工夫を行った事例として公民館を拠点とした、子育て世帯以外の人々との交流を生む取組「厚木</p>

	<p>市立公民館事業「地域ぐるみ家庭教育支援事業」をそれぞれ提示する。</p>
	<p><b>2 県の役割について</b></p> <p>「家庭教育支援」を考える上では、「1（1）取組の方向性 ○範囲」で言及したように、「家庭教育支援」と「子育て支援」を明確に区分することは困難であり、これらの施策を接続することによって、切れ目ない支援を構築することが必要となる。</p> <p>県、市町村の役割分担については、基礎的自治体である市町村は、地域のニーズに応じた支援を直接家庭に実施すること、県は広域的自治体として市町村を支援することがそれぞれ求められている。</p> <p>子育て支援における「利用者支援事業」では、支援員は、都道府県または市町村が実施する「子育て支援員研修」を受講することが求められている。同様に、小学生・中学生の保護者を対象とする「家庭教育支援」についても、一定の知識・スキルが必要になると考えられることから、県においては担い手になる人材育成のための研修の充実を求めたい。</p> <p>また、支援を必要とする家庭に必要な情報を届けるため、市町村を通じて子育て当事者やその周囲の地域住民に向けた情報提供に努めること、合わせて、市町村の関係職員等に向けて、県内市町村の家庭教育支援の推進のため、先進事例の紹介などの情報提供に加え、市町村間の情報交換や交流機会の提供について、研修等を通じて強化することが期待される。</p>
<p>○ 世田谷区の利用者支援事業      &lt;「利用者支援事業」および「地域子育て支援拠点事業」のスキームの参考例&gt; （青木委員）発表資料（既存）を調整</p> <p>○ 厚木市「地域ぐるみ家庭教育支援事業」      &lt;公民館を拠点とした取組例+子育て世帯以外の人々との交流を生む取組例&gt; （青木委員）発表資料（既存）を調整</p>	<p>○ 事例1 家庭教育支援の充実（愛川町）</p> <p>○ 事例2 世田谷区版 利用者支援事業の概要（事例取材報告）</p> <p>○ 事例3 厚木市立公民館事業 「地域ぐるみ家庭教育支援事業」</p>

<p>○ 愛川町「家庭教育学級」        &lt;学校を拠点とした取組例&gt;        内容：小中学校において、保護者が主体となり、家庭教育学級のテーマを決めて行っている。        従事者：P T A        実施場所：2 小学校、1 中学校        （上村委員）委員レポートとして依頼予定</p>	
<p>2 県の役割について</p> <p>子育て支援における「利用者支援事業」では、支援員は、都道府県または市町村が実施する「子育て支援員研修」を受講することが求められている。義務教育期の保護者を対象にした場合も、一定の知識・スキルが必要になると考えられることから、県は、担い手になる人材育成のための研修機会を提供する。</p> <p>また、県は、子育て当事者やその周辺の地域住民に向けた情報提供に努める。合わせて、市町村の関係職員等に向けて、先進事例の紹介などの情報提供も、研修の機会などを通じて引き続き行う。</p>	
<p>【資料編】</p> <p>1 市町村における「家庭教育支援」・「子育て支援」取組状況調査結果一覧</p> <p>2 諮問文</p> <p>3 第14期、第15期神奈川県生涯学習審議会委員名簿</p> <p>4 第14期、第15期生涯学習審議会開催状況</p> <p>5 生涯学習審議会関連法令（神奈川県生涯学習審議会条例、生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関する法律（抜粋））</p>	<p>&lt;参考資料&gt;</p> <p>1 市町村における「家庭教育支援」・「子育て支援」取組状況調査結果一覧</p> <p>2 第14期神奈川県生涯学習審議会 現時点での論点整理（抜粋）</p> <p>【資料編】</p> <p>1 諮問文</p> <p>2 第14期、第15期神奈川県生涯学習審議会委員名簿</p> <p>3 第14期、第15期生涯学習審議会開催状況</p> <p>4 生涯学習審議会関連法令（神奈川県生涯学習審議会条例、生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関する法律（抜粋））</p> <p>5 家庭教育支援関連法令（教育基本法（抜粋）、社会教育法（抜粋））</p>

